

議事日程(第5号)

平成23年3月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第5号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第2 議案第6号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第3 議案第7号 平成22年度築上町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第8号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第9号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第6 議案第10号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第7 議案第11号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第12号 平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第9 議案第13号 平成23年度築上町一般会計予算について
- 日程第10 議案第14号 平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第15号 平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第16号 平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第17号 平成23年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第18号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第19号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第20号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第21号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第22号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第23号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第24号 平成23年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第25号 上城井活性化センター条例の制定について
- 日程第22 議案第26号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第27号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第28号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第29号 築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第30号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第31号 築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第28 議案第32号 築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第33号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第34号 築上町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第35号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第36号 築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第37号 築上町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第38号 築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第39号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第40号 築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第41号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第42号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第43号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第44号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第45号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第46号 築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第47号 築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 議案第48号 築上町岩丸生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 議案第49号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第50号 町道路線の変更について
- (継続審査分)
- 日程第47 意見書案第9号 「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書(案)について
- (追加分)
- 日程第48 議案第55号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第12号)について
- 日程第49 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第5号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第2 議案第6号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第3 議案第7号 平成22年度築上町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第8号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

- 日程第5 議案第9号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第6 議案第10号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第7 議案第11号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第12号 平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第9 議案第13号 平成23年度築上町一般会計予算について
- 日程第10 議案第14号 平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第15号 平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第16号 平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第17号 平成23年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第18号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第19号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第20号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第21号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第22号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第23号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第24号 平成23年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第25号 上城井活性化センター条例の制定について
- 日程第22 議案第26号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第27号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第28号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第29号 築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第30号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第31号 築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第32号 築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第33号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第34号 築上町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第35号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第36号 築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第37号 築上町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第38号 築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

日程第35 議案第39号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第36 議案第40号 築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第37 議案第41号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第38 議案第42号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第39 議案第43号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第40 議案第44号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第41 議案第45号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第42 議案第46号 築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第43 議案第47号 築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第44 議案第48号 築上町岩丸生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第45 議案第49号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第46 議案第50号 町道路線の変更について

(継続審査分)

日程第47 意見書案第9号 「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書(案)について

(追加分)

日程第48 議案第55号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第12号)について

日程第49 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(18名)

1番 田原 宗憲君	2番 丸山 年弘君
3番 首藤萬壽美君	4番 塩田 文男君
5番 工藤 久司君	6番 塩田 昌生君
7番 成吉 暲奎君	8番 吉元 成一君
9番 西畑イツミ君	10番 西口 周治君
11番 有永 義正君	12番 田村 兼光君
13番 田原 親君	14番 信田 博見君
15番 宮下 久雄君	17番 武道 修司君
18番 平野 力範君	19番 中島 英夫君

欠席議員(1名)

20番 繁永 隆治君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 神 宗紀君
会計管理者兼会計課長 畦津 篤子君
総務課長 吉留 正敏君 財政課長 則行 一松君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 松田 洋一君
住民課長 福田みどり君 税務課長 田村 一美君
福祉課長 中野 誠一君 建設課長 田中 博志君
産業課長兼農業委員会事務局長 久保 和明君
上水道課長 中嶋 澄廣君 下水道課長 久保 澄雄君
総合管理課長 吉田 一三君 商工課長 石川 武巳君
環境課長 永野 隆信君 学校教育課長 田中 哲君
生涯学習課長 田原 泰之君 監査事務局長 川崎 道雄君
清掃センター長 田村 修乃君

午前10時00分開議

議長(成吉 暲奎君) ちょっと会議が始まる前に報告をいたします。

皆さんのお手元にありますように、築上町議会議員の方から預かりました東北地方太平洋沖地震災害義援金につきましては、3月22日に日本赤十字社へ送金いたしましたので御報告申し上げます。

また、お手元に配付しておりますが、本日、全国町村議会議長会から、東北地方太平洋沖地震災害に係る義援金、議員1人につき1,000円の協力依頼がありましたので、あわせて御協力をお願い申し上げます。

以上であります。

皆さん、改めておはようございます。ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第5号

議長(成吉 暲奎君) 日程第1、議案第5号平成22年度築上町一般会計補正予算(第11号)についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議案第5号平成22年度築上町一般会計補正予算(第11号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、本年度の事業完了及び決算見込みによる関連予算の減額が主なものであり、歳出は人件費、学校耐震診断事業、障害者医療費で、歳入では、住民生活に光をそそぐ交付金の追加交付分であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

次に、産業建設常任副委員長、中島議員。

産業建設常任副委員長(中島 英夫君) 議案第5号、所管の項目について慎重に審査した結果、本年度の事業完了及び決算見込みによる関連予算の減額が主なもので、歳出は人件費、特定防衛施設周辺整備で、歳入では住民生活に光をそそぐ交付金の追加交付分であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 議案第5号平成22年度築上町一般会計補正予算(第11号)について、所管の項目について、慎重に審査した結果、本年度の事業勘定及び決算見込みによる関連予算の減額が主なもので、歳出は人件費辺地対策事業特別会計繰出金で、歳入では、住民生活に光をそそぐ交付金の追加交付分であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第6号

日程第3、議案第7号

日程第4、議案第8号

日程第5、議案第9号

日程第6、議案第10号

日程第7、議案第11号

日程第8、議案第12号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第2、議案第6号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてから、日程第8、議案第12号平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第12号まで、一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第6号から議案第12号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議案第6号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、本案について慎重に審査した結果、事業費確定に伴う保険基盤安定事業及び財政安定化支援事業の繰入金が増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号平成22年度築上町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、本案について慎重に審査した結果、補正の主な内容は、平成22年度で廃止される老人保健法の特別会計の剰余金を一般会計に繰り出すためのものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納める負担金の減額であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、本案について慎重に審査した結果、下水道管梁詳細設計委託料の入札残に伴う減額であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について、本案について慎重に審査した結果、下水道管梁工事町単独分の減額によるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、本案について慎重に審査した結果、事業確定による減額補正及び繰越明許費を追加するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)について、本案について慎重に審査した結果、東八田地区ほ場整備事業に伴う導水管布施替工事の負担金の補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

日程第2、議案第6号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第7号平成22年度築上町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第8号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第9号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第10号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第11号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第12号平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。
これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第12号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第13号

議長(成吉 暲奎君) 日程第9、議案第13号平成23年度築上町一般会計予算について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議案第13号平成23年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査しました。特にコミュニティーセンターの予算では慎重論も出ましたが、本年度予算は自主財源の乏しい中、行財政改革を進め、地域経済活力を維持するために必要な予算であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

次に、産業建設常任副委員長。

産業建設常任副委員長(中島 英夫君) 所管の項目について慎重に審査した結果、本年度予算は自主財源の乏しい中、地域経済活力を維持するために必要な予算であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

それでは最後に、総務常任委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 議案第13号平成23年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、本年度予算は自主財源の乏しい中、行財政改革を進め、地域経済活力を維持するために必要な予算であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) このたびの東日本大震災で亡くなられた方々に心からの哀悼の意を表します。被災された皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。

福島第一原発事故の影響で、周辺の住民や原乳・野菜の出荷制限や風評被害による影響などで、日本中に大変な影響があらわれております。一日も早く原発事故の終息を求めます。

では、平成23年度一般会計予算についての反対を述べます。

まず最初に、行方不明の方々の救助と捜査を行い、火災災害や原子力災害などの危険を除去するために全力を挙げて活動している自衛隊員の皆さんには敬意を表します。

しかし、築城基地だけにしかない協賛会への負担金に対しては反対いたします。また、自衛隊父兄会への予算が計上されておりますので反対いたします。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 次に、賛成意見のある方。 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) それでは、これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第13号について採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第14号

議長(成吉 暲奎君) 日程第10、議案第14号平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議案第14号平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第14号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第15号

議長(成吉 暲奎君) 日程第11、議案第15号平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議案第15号平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第15号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第16号

議長(成吉 暲奎君) 日程第12、議案第16号平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任副委員長。

産業建設常任副委員長(中島 英夫君) 議案第16号平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、貸付金の返済回収業務が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第16号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第17号

日程第14. 議案第18号

日程第15. 議案第19号

日程第16. 議案第20号

日程第17. 議案第21号

日程第18. 議案第22号

日程第19. 議案第23号

日程第20. 議案第24号

議長(成吉 暲奎君) お諮りいたします。日程第13、議案第17号平成23年度築上町霊園事業特別会計予算についてから、日程第20、議案第24号の平成23年度築上町水道事業会計予算についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第24号まで、一括して委員長報告を行うこととなりました。

それでは、議案第17号から議案第24号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議案第17号平成23年度築上町霊園事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号平成23年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号平成23年度築上町水道事業会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

日程第13、議案第17号平成23年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第17号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第18号平成23年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第18号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

ちょっと今、委員長が席を外しておりますので、ちょっとストップします。質疑があったら困ります。よろしいですか。

それでは続けます。

日程第15、議案第19号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第19号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第20号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第21号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第22号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第23号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第23号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第24号平成23年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第24号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 議案第25号

議長(成吉 暲奎君) 日程第21、議案第25号上城井活性化センター条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 議案第25号上城井活性化センター条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、旧築上西高校上城井分校が平成22年3月6日をもって閉校となり、その跡地及び施設を地域の伝統文化の保存、継承など、地域の活性化に資する施設として有効活用するため、条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第25号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22. 議案第26号

日程第23. 議案第27号

日程第24. 議案第28号

日程第25. 議案第29号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第22、議案第26号築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第25、議案第29号の築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第29号まで、一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第26号から議案第29号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議案第26号築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、児童館の休館日を見直すことによる条例の一部を改正するものであり、原

案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、健康保険法施行令の改正にあわせて出産一時金を恒久的に支給するための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

日程第22、議案第26号築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 築上町の児童館条例の一部を改正する条例の制定について委員会で反対いたしましたので、ここで反対を述べさせていただきます。

現在、児童館は水曜日と第3日曜日が休館となっております。日曜日を休館とする条例の一部改正することについて反対いたします。

日曜日は、アグリパークでの親子での遊ぶ姿が多く見られます。また、室内で休憩したり、親子で触れ合ったりして遊んでおります。休館するのではなく、今までどおりにしていきたいとの児童館の利用者の方の強い声があります。他町にはない築上町のすばらしい施策ですので、ぜひ休館日は従来どおりしてもらいたいのが反対の理由です。

議長(成吉 暲奎君) 次に、賛成意見の方。平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 今、水曜日と第3日曜が休館になっていると言っていますが、水曜日は放課後保育の関係で実際には休みになっておりません。それで、職員の疲労も蓄積してまいりますので、いろんな案がありました。普通よそのこういう児童館施設では、日曜日及び祭日も休みにしているそうですが、うちの町はとりあえず祭日は休みにしないで、日曜日だけの休館ということで、職員の疲労もとっていただくということとあわせて、また日曜日は町外利用者が非常に多いということで、そういういろんな面から考えまして、こういうことでいいということで賛成が多かったと思います。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第26号について採決を行います。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第27号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第27号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第28号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第28号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第29号築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第29号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26. 議案第30号

日程第27. 議案第31号

日程第28. 議案第32号

日程第29. 議案第33号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第26、議案第30号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第29、議案第33号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、産業建設常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第33号まで、一括して委員長の報告を行うことになりました。

それでは、議案第30号から議案第33号まで委員長の報告を求めます。産業建設常任副委員長。

産業建設常任副委員長(中島 英夫君) 議案第30号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第31号築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第32号築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、家族農園の利用面積を現行区画に合った面積に改めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

日程第26、議案第30号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたし

ます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第30号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第31号築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第31号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第32号築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第32号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第33号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第33号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30. 議案第34号

日程第31. 議案第35号

日程第32. 議案第36号

日程第33. 議案第37号

日程第34. 議案第38号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第30、議案第34号築上町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第34、議案第38号築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第38号まで、一括して委員長の報告を行うことになりました。

それでは、議案第34号から議案第38号までの委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 議案第34号築上町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消防組織法の改正に伴う条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町消防団の報酬等の見直しなどに係る条例の一部を改正するものでありましたが、築上町消防団再編計画ができ上がった段階で審議することの意見があり、継続

審査とすべきものと決定しました。

議案第36号築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消防組織法の改正に伴う条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号築上町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について、非常備消防団員等に係る損害補償の基準を定める制定の改正に伴う条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第38号築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に解する条例の一部を改正する条例の制定について、築上町水難救助隊員の報酬を見直し、及び分隊の統合を行ったことにより、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

日程第30、議案第34号築上町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第34号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第35号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

議員(17番 武道 修司君) 今、委員長の報告で再編計画ができてからというふうな意見があったというふうにありましたが、再編計画というか、現状その再編に向けて今準備がもう始まっているわけなんです、そういうふうな論議があったのかないのかという部分と、それとその他には反対の意見とか、ほかの意見はなかったのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

議長(成吉 暲奎君) 総務委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 再編計画のことは十分念頭に入れまして審議をいたしました。再編計画の中で消防団員の定数も当たられてくるということで、現在もうかなり内容が進んでいるようでもございましたけども、そ

れは今はまだ議会のほうには姿が見えないということでもあります。その段階でという、給与が出てきましたので、それがはっきりしてから審議するほうが適当だろうという最終的な議論に達したわけでもあります。

議長(成吉 暲奎君) 有永議員。

議員(11番 有永 義正君) 今、再編計画の関係を武道議員が質問しましたのでいいです。

議長(成吉 暲奎君) いいですね。質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。武道議員。

議員(17番 武道 修司君) 委員長は継続ということでしたが、これは私は可決すべきだというふうに考えていますので、委員長報告に対しての反対意見を述べたいと思います。

今、県の団員の平均が2万8,754円、これは平成21年4月1日の状況です。で、現状築上町が今1万3,500円と、かなりの開きがあると。実質的には約1万5,000円ぐらいの開きがある。県平均から見ると、それぐらいに低い状況にある。で、団員にしてみれば危険なリスクというか、危険なことに限っては、福岡県、どこにあって同じ状況です。特に台風被害等であれば妻子を置いて出て行って、住民の安全の確保のために動いているのが消防団員であり、その消防団員の評価をやはりするべきではないかというふうに考えるところがまず一点です。

それと、再編計画が出てからというふうなお話がありましたが、再編は既に進んでおり、2人やめて1人を採用するというように、だんだんと人数も減ってきています。人数が減ってくればどうなるかという、必然的に1人当たりの消防団員に係る負担がふえてくると。再編計画が進んでいって、負担がふえてしまってから手当を上げて、それでは指揮命令系統がしっかりしなくなり、消防団員の意欲がなくなってからでは遅いんじゃないかというふうに思いますので、既に再編は進んでおりますので、今の現時点で上げるべきではないかというふうに考えております。

特に災害時の必要性というのは皆さんも御存じのとおりだろうというふうに思っていますので、何とぞ賛成ということで私は討論をいたしていますので、委員長報告に対して反対をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 一応委員長は再編計画が具体的になってからということに継続審査になった経過を説明しましたが、本当はほかになかったかということについて、今武道君のほうから指摘がありまして、それについてほかになかったと答えましたけれども、この問題を本会議の中で言うとなれば、反対の態度をとらなければならないという総務委員の皆さんの立場を考えて、再編計画ができてからと、具体的になってからという意見になったと。と申しますのは、消防と次の議案第38号の水難救助隊の分も一緒なんです。ところが水難救助隊については可決という結果をとっています。このとき論議が出たのですが、消防のほうは、継続で水難救助隊のは可決だと。これ議案違いますけれども、内容は結局金額が上がるわけです。その差額を見てもらえばわかるように、消防のほうの金額と水難救助隊の役付の金額とが余りにも開きがあると。これについても意見もありましたし、それと突っ込んだ数でいうと水難救助隊員は30人だと。人数的な問題もあって、予算に関しては消防の場合は400万円近い金額が上乗せになります。今非常に困難な財政状況の中で、ほかの各部門に

については、すべて経費の削減、カットという築上町は経過をとってきているのに対して、消防だけが近隣の市町よりは金額が低いと、消防に関しては、ということを経由にこの議案を通すのかという意見も出ました。

そして、これ言ってしまうと皆さんどうかなと思うかもしれませんが、私は1月の出初め式に出席しました。消防出初め式のときに、まだ議案にも載っていないし、審議もされることも議員が知らない中で、消防団の団長さんが 本当はこの場で言いたくなかったんですが、今度手当が上がるとはっきり言い切りました。町当局に言って上げてもらおう。そういう議会は予算とかそういう町の執行する機関をチェックする機関に対して、余りにもそういう人たちが参加する消防の年初めのけじめの出初め式で、他町村や各来賓の方がおられる中で、議会の議案にもテーブルにも乗っていないことを平然と上がると言い切ったんです。このことに対して、やっぱり執行部は、そのことについて総務委員会としても委員の一員として、私もほかの人もちょっとおかしいんじゃないかということを書いていました。

それから3月までの期間に、やっぱりそういったことに対して間違っているなら間違っていたということと、こういう理由でこの議案を出しますということ、これは事前審査はよくないかもしれませんが、そういった話し合いの場ぐらい持ってほしかったという意見もありました。

それで、よそ並みに上げることに關しては、今の情勢の中で非常に厳しいんだけど、これは先ほど武道議員が言われたように、万やむを得ないかもしれないけれども、やっぱりじゃあその後に出てきた言葉が、再編計画がありますということを経由部から出たわけ。だから再編計画を早急に出しなさいと。じゃあ6月の議会で出すとするなら、それはそれで賛成できる方向に持っていけないかなから、今回は無理やり通さんでも、やっぱりそれにちゃんと段取りをつけてから提案すべきじゃないだろうかということで、否決ということにはしない、この場でそんなことはしませんと。そのかわりに、やっぱりもう少し十分審議する時間を与えてほしいという立場から、委員会の委員長報告に対する賛成の意見等、委員会の経過を説明したところです。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

議員(17番 武道 修司君) ちょっと今議会の流れですね、先ほど委員長は、ほかには意見がなかったということと言われたのに、今は意見があったということですね、話の中身が変わってくるんですよ。そこはしっかりしてもらわないと委員長報告がうそ言ったちいうことになりますよ。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 委員長は、この議案に対して賛成の立場だったと思います。それで、どうかこの議案をやっぱり通すべきだろうということも皆さんもわかっていたと思いますし。だから委員会の中の質問に対しては、委員長が言われたことは間違っているか間違っていないかについては、私の発言を聞いて皆さん判断してください。

議長(成吉 暲奎君) 委員長、ありますか。 武道議員。

議員(17番 武道 修司君) 委員会の中でほかに意見はなかったのかという質問をしたときに、なかったと言っているのに、今あったというのはどういうことですかと聞いている。委員会の中であった意見が今出てきた。今さっきはないと言った。

議長(成吉 暲奎君) 総務委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 私がほかに意見はないと言ったのは、本案件を継続審査するための、継続

審査ということに決定したことに関する意見であります。それ以外のいろいろな個人個人の感想、考えというのは、当然それいろいろなものが出ております。けれども継続審査ということに持っていった内容のものは再編計画でありますので、それ以外の理由はありませんということになります。

議員(17番 武道 修司君) 先ほど聞いたのはですね、ほかに意見はなかったのかと聞いたんです。それを決定した理由を聞いたんじゃない。意見はなかったのかと聞いたときに、意見はなかったと言っているんです。先ほどの答弁はうそだったということになります。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 委員長の擁護をする発言ととられるならとられて結構ですけども、委員長の今の発言からすると、この委員長報告に対する継続になった経過についてのほかの意見はなかったかと、こういうとらえ方をしていたということですから、委員会の中では、この議案に対してけんけんごうごうと時間をかけて、どうすべきかという結論としては最善の方法として継続審査するべきだという意見が一致したわけです。その段階について、委員長が武道議員が言われる質問に対してのうそを言ったとかいうことになれば、委員長の勘違いですから、この場をかりて委員長のほうから釈明したら、それでいいんじゃないですかね。うそを言ったわけじゃないと思うんですけど。

議長(成吉 暲奎君) 武道議員、ちょっと待ってください。

ちょっとここで一たん休憩をとります。常任委員長の皆さん、ちょっと集まってください。5分程度とります。

午前11時02分休憩

.....
午前11時12分再開

議長(成吉 暲奎君) それでは再開いたします。

ちょっと私語をやめてください。よろしいですか。

委員長報告は継続審議ということでございます。それで武道議員のほうから質問が出たわけでございますが、これにまた吉元議員のほうで賛成意見を述べましたが、これを繰り返しておりますと議会が長引きます。またこの件につきまして、また必要があれば後日検討すべきだと思いますが、きょうはこれでもって一応討論を終わらせてもらいます。それでをもって採決に入りたいと思います。はい、どうぞ。

議員(17番 武道 修司君) もしその発言が本当であれば、委員会の中で本当に発言したのであれば、私も討論で追加で討論をしたい部分があるんです。その事実があったのかどうかをはっきりしてもらって、私は追加の討論を、これいまなかったからしなかったんですけど、それがあれば、追加の討論を私はしたいというのがあるわけです。だからほかに意見はなかったのかと聞いて聞いたんです。

議長(成吉 暲奎君) 今、常任委員会の中でもって、それを繰り返すと、要するに議場の討論が長引くので、ひとつこれは後日やっていただくということでもって、まだ議会がございまして、ひとつその辺を武道議員、御了承願いたいと思います。よろしいでしょうか。進みます。

これでもって討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第(「議長」と呼ぶ者あり)はい。(「ほかの討論は聞かないでいいですか。吉元さんと私だけの討論だけでいいですか」と呼ぶ者あり)ほかにありますか。

議員(8番 吉元 成一君) それほどその今議運で決めたことを議長が報告して、議場の整理権は議長にありますので、議長の決定に従います。

議長(成吉 暲奎君) よろしいでしょうか。 それではほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) それでは、これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第35号について採決を行います。(「議長、どの採決ですか、委員長報告に対してですか」と呼ぶ者あり) そうです、委員長報告に対してです。これすべて委員長報告ですから。

本案に対する委員長の報告は継続です。議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

議長(成吉 暲奎君) お座りください。賛成多数です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり継続することに決定いたしました。

日程第32、議案第36号築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第36号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33、議案第37号築上町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第37号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第34、議案第38号築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第38号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第35、議案第39号

日程第36、議案第40号

日程第37、議案第41号

日程第38、議案第42号

日程第39、議案第43号

日程第40、議案第44号

日程第41、議案第45号

日程第42、議案第46号

日程第43、議案第47号

日程第44、議案第48号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第35、議案第39号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第44、議案第48号の築上町岩丸生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第48号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

それでは、議案第39号から議案第48号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議案第39号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、

本案について慎重に審査した結果、築上町奨学金制度の貸付内容の充実と一部貸付要件変更のため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第40号築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第41号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第42号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第43号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第44号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第47号築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第48号築上町岩丸生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

日程第35、議案第39号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第39号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第36、議案第40号築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第40号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第37、議案第41号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第41号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第38、議案第42号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第42号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第39、議案第43号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第43号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第43号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第40、議案第44号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第44号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第41、議案第45号築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第45号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第42、議案第46号築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第46号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第43、議案第47号築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第47号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第44、議案第48号築上町岩丸生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第48号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第45、議案第49号

議長(成吉 暲奎君) 日程第45、議案第49号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 議案第49号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、旧築上西高校上城井分校の跡地の管理を上城井ふれあい協議会に指定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第49号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第46. 議案第50号

議長(成吉 暲奎君) 日程第46、議案第50号町道路線の変更についてを議題とします。

本案について中島副委員長の報告を求めます。産業建設常任副委員長。

産業建設常任副委員長(中島 英夫君) 議案第50号町道路線の変更について、本案は築城1号線外3件の町道路線の変更に伴う変更であり、慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第50号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで継続審査分でございます。

日程第47. 意見書案第9号

議長(成吉 暲奎君) 日程第47、意見書案第9号「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書(案)についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 意見書案第9号「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書(案)について、本案について継続審査分であり、慎重に審査した結果、40歳から74歳までのひとり暮らしの寡婦を対象とした制度で、継続審査すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

これより委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより意見書案第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は継続です。意見書案第9号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は委員長報告のとおり継続することに決定いたしました。

ここで追加議案です。

お諮りします。日程第48、議案第55号平成22年度築上町一般会計補正予算(第12号)についてから、日程第49号常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号平成22年度築上町一般会計補正予算(第12号)についてから、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第48、議案第55号

議長(成吉 暲奎君) 日程第48、議案第55号平成22年度築上町一般会計補正予算(第12号)についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第55号平成22年度築上町一般会計補正予算(第12号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町一般会計補正予算(第12号)を別紙のとおり提出する。平成23年3月24日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第55号は、平成22年度築上町一般会計補正予算(第12号)でございます。これは各委員会でもちょっと御相談をしておりましたけれども、繰越明許費の補正を一応提案させていただいております。中身は4款の衛生費の清掃費、これは火葬場の周辺整備事業ということで、天候不順により工期を延ばさざるを得ないという事態に至っております。

それから、6款1項の農林水産業費農業費、これにつきましては、農業集落センター建設事業ということで、これは小原のいわゆる高速道路の料金所の道路にかかる集落センターの建てかえでございますけれども、一応用地費、ちょっとまだ購入ができないので、これを繰り越させていただきたい。

それから教育費、10款4項、これは2件ございますけれども、文化財保護事業486万7,000円、それから文化会館維持補修事業650万2,000円ということで、これも天候等の事由により繰り越しをさせていただきたいと、ということで提案をさせていただいております。

どうぞよろしく御承認のほどお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第55号について採決を行います。

議案第55号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第49. 常任委員会の閉会中の継続審査について

議長(成吉 暲奎君) 日程第49、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長(成吉 暲奎君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

これで平成23年第1回築上町議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前11時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員